

さいたまリバーフロンティア基幹システム調達業務に係る公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本調達業務は、当社の基幹システムのリース期間が終了することから、新たなゴルフ場基幹システムを調達することを目的とする。

当該基幹システム（以下、「本システム」という。）の調達にあたっては、価格だけではなく事業者の有するシステムの操作性や拡張性等も含めて総合的に評価することが重要であることから、公募型プロポーザルにより選定し調達を行う。

2 調達業務の概要

- (1) 業務名 さいたまリバーフロンティア基幹システム調達業務
- (2) 調達期間 令和6年9月1日（予定）から令和7年2月28日（予定）まで。なお、当該調達期間は基幹システムの構築・導入（現システムからの移行作業、システムの操作指導等）の期間であり、調達後の本システムの本格運用開始は令和7年3月1日を予定している。
- (3) 調達範囲 本システムの調達に係る、構築・導入及びシステムのライセンス費用にかかるもの（既に当社が有する機器での運用を前提としている）。
- (4) 調達費用 本システムの調達に係る費用に加え、ソフトウェア（パッケージ）等の月額ランニング費用（オプション費用を含む）を候補者選定に際しての評価対象とする。
 本システムの調達費用には、機器等のリースが必要な場合、そのリース料を含む。

3 参加資格

確実に本調達業務を遂行する能力を有し、かつ、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けていない者であること。
- (3) 税金を滞納していない者であること。
- (4) 過去3年間に於いて、営業停止及びその他の行政処分を受けていないこと。
- (5) 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が経営に実質的に関与していると認められる者。

イ 役員等が暴力団又は暴力団員であると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及び役員等がその構成員でないこと。

(7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属しない者であること。

(8) 提案するシステム又は同種のシステムが他のゴルフ場において過去5年以内に納入実績があること。

(9) 企画提案書に示す内容を履行できること。

4 スケジュール

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 参加申請書等の提出期限 | 令和6年7月29日 午後4時まで |
| (2) デモンストレーション | 令和6年8月上旬(※) |
| (3) 企画提案書の提出期限 | 令和6年8月16日 午後4時まで |
| (4) プレゼンテーション審査 | 令和6年8月21日 |
| (5) 調達先候補者の決定・通知 | 令和6年9月13日 |

(※) プロポーザル参加者と調整の上決定

5 本システム調達にあたっての基本的な考え方

(1) 本システムでは主に次掲げる業務機能を有するものとし、現システムと同等以上の機能を有すること。また、後に掲げるシステム・機器との連携が可能であること。

ア 顧客管理

イ 予約管理

ウ 売上管理（売店、レストランのオーダー管理を含む）

エ ポイント管理

オ チェックイン（アプリや会員カード等を活用したセルフチェックイン機能を含む）

キ 精算（セルフチェックアウト機能を含む）

ク スタート管理（コンペ成績、ハンディキャップ管理を含む）

ケ レストランのオーダーリングシステムは、吉見・上里ゴルフ場はホールスタッフによるオーダーとし、大麻生ゴルフ場のみタブレットによるセルフオーダーとする。（オーダー入力用端末、レシートプリンター、アクセスポイント等の機器は見積に含めること）。

コ アからケ以外の先進的、独創的な業務機能（例えば専用アプリやライン等を活用した利用者による予約や利用者への広報宣伝等）の提案も評価対象とすることから、その場合は見積金額に含めること。

- (2) 本システムの運用開始予定日である令和7年3月1日までにを行う必要な業務（システム環境構築、現システムからのデータ移行(顧客情報等)機器との連携、本システムの稼働検証、本システムの操作指導、その他必要な業務）を提案すること。
- (3) 本システムによる予約管理の開始は令和6年12月1日を想定しており、本システムへの完全運用の開始は令和7年3月1日を想定している。なお、スケジュールについては、調達先との協議により決定する。
- (4) 本システムは、吉見ゴルフ場、大麻生ゴルフ場、上里ゴルフ場、本社での利用を前提とする。
- (5) 本システムはクラウドでの運用を前提とする。
- (6) 本システムはパッケージ利用を基本とするが、上述の業務機能に対応するために必要な追加オプションがあれば、提案に含めること。
- (7) 本システムは機能性、操作性、視認性、拡張性、事務処理の効率化、お客様の利便性の向上及び個人情報の安全管理を確保したものであること。
- (8) オービックビジネスコンサルタント社製勘定奉行クラウドと連携が可能であること。
- (9) アルメックス社製自動精算機と連携が可能であること。
- (10) テクノクラフト社製カートナビシステムと連携が可能であること。
- (11) バリューゴルフ社のWEB予約システムと連携が可能であること。
- (12) 安全で安心して使える情報ネットワーク及びセキュリティ対策が講じられていること。（品質マネジメントシステム ISO9001 の取得等）
- (13) 本システムを利用するには、不正アクセスを防ぐために個別のIDとパスワードの設定ができること。また、IDによりログイン及びログアウト時間、各IDの操作（データ出力、帳票出力等）の履歴確認ができること。
- (14) 本システムに障害等が生じた際に、早期に復旧又は業務を継続できる体制が講じら

れているものとする。

- (15) 本システムを活用した業務に支障が生じないよう保守体制が講じられ、基本的な操作等をまとめたマニュアルを提供するものとする。
- (16) 最新OSへの対応や不具合の修正、必要に応じてシステムの機能向上等、定期的にシステムのバージョンアップが行われること。
- (17) 本システムで使用する既設パソコン（Windows 10以降）でも支障なく稼働できること（必要に応じて各場のデモンストレーション時に機器の確認を行うこと。また、OSのサポートが終了する場合は最新OSのパソコンへの更新を予定している）。なお、本システムで使用を想定している本社及び各ゴルフ場のID数は次のとおり。
本社2、吉見ゴルフ場16、大麻生ゴルフ場15、上里ゴルフ場13

6 プロポーザルの参加表明

プロポーザルの参加希望者は、次のとおり予め参加表明を行うものとする。

- (1) 受付期間
令和6年7月19日から令和6年7月29日午後4時まで
- (2) 受付方法
持参又は電子メール（「11 問合せ先」に記載する電子メールアドレス）
※ 電子メールの場合は電話により当社に受信確認をすること
- (3) 提出書類
様式1 企画提案参加申請書
様式2 事業概要書
様式3 他施設への基幹システム導入実績書（直近5年）

7 企画提案書等の提出

参加表明を行ったプロポーザル参加者は、次のとおり企画提案書等の提出を行うものとする。

- (1) 受付期間
令和6年8月1日から令和6年8月16日午後4時まで
- (3) 受付方法
持参又は電子メール（「11 問合せ先」に記載する電子メールアドレス）
※ 電子メールの場合は電話により当社に受信確認をすること
- (3) 提出書類
企画提案書（様式自由、6部）
※ ただし、企画提案書の内容には見積金額を含めてください。
※ 見積金額は、イニシャルコスト、ランニングコスト「5 本システム調達にあたっての基本的な考え方」に記載する各種機器との連携費用、及びレストランの

オーダーシステムの費用の構成とする。

※ 大麻生ゴルフ場のレストランオーダーシステムに必要なタブレットの台数は、18台とする。

※ 吉見・上里ゴルフ場のレストランオーダーシステムに必要な入力用端末の台数は、吉見ゴルフ場7台、上里ゴルフ場5台とする。

※ レストランオーダーシステムに必要な機器として、アクセスポイントの台数は各ゴルフ場1台とする。オーダープリンターの台数は各ゴルフ場2台、レジプリンターの台数は吉見・大麻生ゴルフ場が各1台、上里ゴルフ場は無しとする。

8 審査・選定

常勤取締役、各ゴルフ場（吉見ゴルフ場、大麻生ゴルフ場、上里ゴルフ場）支配人及び本社企画課長で構成する審査委員会で審査を行う。

(1) プレゼンテーション審査

企画提案書等の内容について、プレゼンテーション審査を実施する（審査基準は別紙のとおり）。

ア 審査日時 令和6年8月21日

イ 審査会場 吉見ゴルフ場内 旧本社棟2階会議室

ウ 審査方法

- ・ プレゼンテーション及び質疑を含め1者あたり30～40分程度。
- ・ プロポーザル参加者は1者あたり2人までとする。
- ・ プレゼンテーション審査の詳細は別途個別に案内する。

(2) 選定方法等

ア 審査では、提案内容を総合的に審査し、各委員が算出した得点の合計が最も高いプロポーザル参加者を調達先候補者とする。なお、各委員が算出した得点の合計が最も高い者が2人以上あった場合は、見積金額が最も低い者を調達先候補者とする。

イ 企画提案書を提出した者が1者のみの時は、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の契約先として適当であると認めた場合に、調達先候補者として選定する。

ウ 調達先候補者は当社と調達に伴う協議を行い、協議が整わない場合、参加資格を満たさなくなった場合、不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者を新たな調達先候補者として協議を行う。

9 デモンストレーションの実施

参加表明を行ったプロポーザル参加者が提案するシステムについて、画面遷移や機能、操作を紹介するデモンストレーションを実施する。

(1) 方法

提案するシステムの説明を担当する者が各ゴルフ場に来訪の上、当社スタッフを対象に画面遷移や機能、操作の紹介を行う。必要に応じてこれらの内容についての質疑応答を行う。

(2) 日時・場所

令和6年8月上旬。なお、プロポーザル参加者と調整して決定し、所用時間は3時間程度を想定している。

10 その他

- (1) 参加に係る全ての費用（企画提案書の作成、デモンストレーション及びプレゼンテーションに要する費用）は、参加者の負担とする。
- (2) やむを得ない理由により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルの停止、中止となる場合がある。この場合において、当該公募型プロポーザルに要した費用を当社に請求することはできない。
- (3) 企画提案書等の提出は1者につき1提案に限る。
- (4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、株式会社さいたまリバーフロンティア情報公開実施規程に基づき開示請求がなされた場合は開示することがある。

11 問合せ先

株式会社さいたまリバーフロンティア 葉梨総務部長、滝澤企画課長

住所 〒355-0104 埼玉県比企郡吉見町大字地頭方680

電話 0493-54-9091

電子メール takizawa@river-golf.com